

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 3 月 26 日 (火) 第 501 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 規 則

- 法律又は条例の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 1
- 鹿児島県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (青少年男女共同参画課取扱い) 2

## 規 則

法律又は条例の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

### 鹿児島県規則第 6 号

法律又は条例の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則

法律又は条例の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則 (令和 4 年鹿児島県規則第 26 号) の一部を次のように改正する。

本則第 8 号中「第 48 条第 1 項」を「第 739 条の 5 第 1 項」に改め、本則第 12 号を次のように改める。

- (12) 宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和 36 年法律第 191 号) 第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 24 条第 1 項及び第 43 条第 1 項

本則中第 34 号を第 35 号とし、第 22 号から第 33 号までを 1 号ずつ繰り下げ、本則第 21 号中「第 14 条第 1 項」の次に「及び第 2 項」を加え、「及び」を「, 第 28 条の 6 第 1 項並びに」に改め、同号を本則第 22 号とし、本則中第 20 号を第 21 号とし、第 19 号を第 20 号とし、本則第 18 号の次に次の 1 号を加える。

- (19) 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律 (令和 2 年法律第 79 号) 第 12 条第 1 項

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鹿児島県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

### 鹿児島県規則第 7 号

鹿児島県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県青少年保護育成条例施行規則 (昭和 37 年鹿児島県規則第 10 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条 第 1 号 中 「20 歳 未 満 の 者 又 は 成 年 被 後 見 人 若 し く は 被 保 佐 人」 を 「未 成 年 者」 に 改 め る。

別 記 第 4 号 様 式 (表) 中 「氏 名 印」 を 「氏 名 印」 に 改 め、 同 様 式 (表) 注 を 削 る。

別 記 第 5 号 様 式 (表) 中 「氏 名 印」 を 「氏 名 印」 に 改 め、 同 様 式 (表) 注 を 削 る。

別 記 第 6 号 様 式 中 「氏 名 印」 を 「氏 名 印」 に 改 め、 同 様 式 注 を 削 る。

附 則

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別記第 4 号様式 (表)、別記第 5 号様式 (表) 及び別記第 6 号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県青少年保護育成条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

.....

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 8 号

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則 (平成 15 年鹿児島県規則第 51 号) の一部を次のように改正する。

別表中表の部分の部分を次のように改める。

種 別	品 名	単 位	使用料	備 考
	能舞台	1 式	円 6,840	
	所作台	1 式	5,980	
	仮設鳥屋囲 (揚幕付)	1 台	220	
	松羽目	1 台	990	
	竹羽目	1 台	1,430	
	平台	1 枚	160	
	開き足	1 式	160	
	箱足	1 式	160	

木台	1 式	160	
け込み	1 式	160	
演台	1 台	540	
司会者台	1 台	360	
金びょうぶ	1 双	1,220	
鳥の子びょうぶ	1 双	1,220	
木支木	1 台	20	
金支木	1 台	20	
人形立	1 台	20	
移動式姿見	1 台	50	
ひ毛せん	1 枚	190	
座布団	1 枚	80	
プログラムスタンド	1 台	50	
バレエ用シート	1 枚	100	
上敷	1 枚	160	
地がすり	1 枚	900	
紗幕	1 張	900	

舞台大小道具	振落としパイプ	1 台	750	
	雪籠	1 台	50	
	式次第兼用黒板	1 台	50	
	ドライアイスマシン	1 台	900	
	スモークジェットファン	1 台	900	
	客席内移動卓台	1 台	100	
	指揮者台	1 台	300	
	指揮者用譜面台	1 台	100	
	演奏者用譜面台	1 台	50	
	譜面灯	1 台	20	
	演奏者用椅子	1 脚	50	
	コントラバス演奏者用椅子	1 脚	50	
	一畳台	1 台	100	
	一畳台掛け	1 台	100	
	角台	1 台	50	
四本柱	1 台	50		

	太鼓焙じ台 <sup>ほう</sup>	1 台	50	
	電熱器	1 台	20	
	見台	1 台	50	
	拍子盤	1 台	50	
	面台	1 台	100	
	葛桶 <sup>かづらおけ</sup>	1 台	320	
	床几 <sup>ぎ</sup>	1 台	50	
	頭晒台 <sup>さらし</sup>	1 台	50	
	髪晒台 <sup>さらし</sup>	1 台	50	
	衣桁掛け <sup>しょう</sup>	1 台	320	
	紅段・無紅段	1 式	100	
	めくり台	1 台	100	
楽 器	グランドピアノ (A)	1 台	11,000	調律費は, 含まない。
	グランドピアノ (B)	1 台	3,650	調律費は, 含まない。
	アップライトピアノ	1 台	560	調律費は, 含まない。
	マリimba	1 台	1,220	
	ドラムセット	1 式	320	

		ギターアンプ	1台	100	
		ベースアンプ	1台	100	
		キーボードシンセサイザー	1台	100	
		ミキサー	1式	160	
舞台 照明 器具	県民 ホール	ボーダーライト	1列	900	
		サスペンションライト	1列	1,580	
		アッパーホリゾンライト	1組	900	
		プロセニウムライト	1列	1,580	
		トーマンタルタワーライト	1組	900	
		ローアホリゾンライト	1組	750	
		フットライト	1式	770	
		花道フットライト	1式	360	
		フロントサイドスポットライト	1組	900	
		フロントサイドスポットライト（能舞台用）	1式	360	
		シーリングスポットライト	1式	1,810	
		シーリングスポットライト（能舞台用）	1式	360	
		センターピンスポット	1台	1,220	

		ライト			
		メタルハイライドピン スポットライト	1 台	440	
		サイドタワーライト	1 組	900	
	大ホ ール	照明フライダクト	1 列	1,580	
		ローアーホリゾンライト	1 式	500	
	中ホ ール	サスペンションライト	1 列	1,580	
		フロントサイドスポッ トライト	1 組	900	
		センターピンスポット ライト	1 台	660	
	音響関係器 具	吊りマイク装置	1 式	1,800	
カセットデッキ		1 台	900		
MDレコーダー		1 台	900		
CDプレーヤー		1 台	900		
映像関係器 具	16ミリ映写機	1 式	3,680		
	オーバーヘッドカメラ	1 式	1,580		
	液晶プロジェクター	1 台	2,160		
	スクリーン	1 張	1,580		
	VTR	1 式	2,180		

	DVDプレーヤー	1式	2,180	
通信関係器具	モバイルルータ	1式	370	
陶芸窯	素焼き	1式	1,000	
	本焼き	1式	1,440	

## 附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。